

市街化調整区域における集落活性化型等地区計画の策定に係る支援実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土地所有者等からの要請に応じて、地区計画の策定に協力する法人を市が募集し、紹介すること（以下「支援」という。）で、集落活性化型等地区計画を策定しようとしている土地所有者等が、実現可能な地区計画が策定できるようにするために、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 集落活性化型等地区計画 「市街化調整区域における地区計画ガイドライン（平成23年8月策定）」に定める環境共生型地区計画及び集落活性化型地区計画をいう。
- (2) 土地所有者等 土地について所有権又は建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権を有する者をいう。

(支援の対象者)

第3条 支援の対象となる者は、集落活性化型等地区計画を活用することについて、地区内の土地所有者等の3分の2以上の賛同（賛同した土地所有者等の土地の地積の合計が、地区内の土地所有者等の地積の合計の3分の2以上となる場合に限る）を得て、集落活性化型等地区計画を策定しようとしている土地所有者等とする。（以下「支援対象者」という。）

(支援の実施依頼)

第4条 支援対象者は、市長に対し、支援の依頼を行うことができる。

- 2 支援対象者は、支援の依頼を行おうとするときは、支援実施依頼書（別記第1号様式）に、集落活性化型等地区計画を策定しようとしている土地の位置を表示した図を添えて市長に提出するものとする。

(募集)

第5条 市長は、前条第2項の規定に基づき依頼があった際は、前条第2項の支援実施依頼書に基づき募集要領を作成し、市ホームページ等を活用し法人を募集するものとする。

(応募者の要件)

第6条 前条に基づき実施した募集に応募しようとする法人（以下「応募者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する法人とする。

(1)木更津市入札参加資格者名簿に登録され、木更津市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置及び木更津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に基づく指名停止措置を、募集の日から協議の日までの間、受けていない法人

(2)その他、募集要領で定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、市税等を滞納している法人は対象としない。

(応募)

第7条 応募者は、募集要領で定める申込書と関係書類を添えて市長に提出するものとする。

(応募者要件の確認)

第8条 市長は、応募者について、第6条の規定に基づく要件を満たしているか確認を行い、その結果を応募者一覧表（別記第2号様式）により支援対象者に報告するものとする。

2 市長は、前項に基づき実施した確認の結果を募集要領で定めるところにより、応募者に通知するものとする。

(提案)

第9条 市長は、募集要領で定めるところにより、応募者が支援対象者に対して提案をする機会を設けるものとする。

2 応募者は、募集要領で定めるところにより、支援対象者に提案するものとする。

3 支援対象者は、前項に基づく応募者からの提案に対し、質問・確認をすることができる。

4 支援対象者は、第1項に基づき設けられた提案の結果、協働で地区計画の策定等を進める応募者（以下「協力者」という。）を決めた場合及び協力者が決まらなかった場合は、市長に報告するものとする。

5 市長は、前項の通知を受けて、協力者及び協力者に選ばれなかった応募者に対して、募集要領で定めるところにより、通知するものとする。

(費用負担)

第10条 市長は、支援の実施に当たり、市ホームページ、広報きさらづへの掲載及び市が作成、配布するパンフレット等に係る経費並びに募集要領で定めるところにより経費を負担するものとする。

(支援の再依頼)

第11条 支援対象者は、応募者がいなかった場合又は、協力者が決まらなかった場合において、再度市から支援を受けたいときは、支援の依頼を行うことができる。

2 支援の依頼を再度行う支援対象者は、別で定める募集要領の変更内容がわかる書類を市長に提出するものとする。

(支援依頼の取下げ)

第12条 支援対象者が支援の実施依頼を取下げようとするときは、支援実施依頼取下届（別記第3号様式）を市長に提出するものとする。

(支援の終了)

第13条 支援対象者は、第9条第4項に基づく報告が終わり、これ以上の支援が不要と判断したときは、支援完了報告書（別記第4号様式）を市長に提出するものとする。

(市の役割)

第14条 市長は、第9条第1項に基づき実施された応募者からの提案後における支援対象者と応募者との間の交渉、その他の行為について、支援対象者からの要請により必要に応じて同席する。

2 市長は、支援対象者と協力者が協働して集落活性化型等地区計画を策定した際は、木更津市都市計画の提案に係る事前相談に関する取扱い要綱で定めるところにより、都市計画の決定又は変更の提案が円滑に進むように協力を行うものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。